

○守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会規則

平成25年2月25日

規則第13号

最近改正 平成27年12月24日規則第27号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市附属機関条例(平成25年守口市条例第3号)第4条の規定に基づき、守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27規則27・一部改正)

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、守口市附属機関条例第2条の表第1号に掲げる当該担当事務について審査し、市長に答申する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども政策主管課において処理する。

(平27規則27・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平27.12.24規則27）

この規則は、公布の日から施行する。